

平成 28 年 度 第 2 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成28年10月13日(木)
午後4時30分～
会 場 宇都宮市役所14階
14D会議室

1 開 会

- (1) 会議録署名委員の選出

2 議 事

- (1) 協議事項
・協議第1号 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

3 そ の 他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	中塚 英範	市議会議員
	黒子 英明	〃
	齋藤 健吾	宇都宮商工会議所 青年部 理事
	森田 陽子	〃 女性部 副会長
	大森 澄雄	市農業委員会 会長職務代理者
	大根田 博章	公募委員
	山口 弘一	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	片山 辰郎	市医師会 会長
	吉田 良二	市医師会 副会長
	齋藤 公司	〃
	金子 達	〃
	北條 茂男	市歯科医師会 会長
	赤沼 岩男	市歯科医師会 副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会 理事
第3号委員 公益代表	村田 雅彦	市議会議員
	金崎 芙美子	〃
	◎塚田 典功	〃
	○大貫 隆久	市社会福祉協議会 会長
	山口 建一	市民生委員児童委員協議会 会長
	上野 元子	宇都宮人権擁護委員協議会 委員
	笹川 陽子	宇都宮部会 委員 宇都宮 共和大 学師 専任 講
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会 栃木支部 支 部
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 局長 事務 局
	野中 貞明	栃木県トラック健康保険組合 常 務 理事

◎:会長

○:会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
本 橋 道 正	保健福祉部長
酒 井 典 久	保健福祉部次長
大 島 誠 司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
橋 本 一 守	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
小 林 正 典	保健福祉部保険年金課長補佐
石 井 三 士	保険年金課管理グループ係長
伊 澤 喜 市	保険年金課国保給付グループ係長
中 村 昇	保険年金課国保税グループ係長
小 林 靖	保険年金課収納グループ係長
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
小 井 川 雅 美	保険年金課国保給付グループ総括
高 賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括
岩 崎 豊 弘	保険年金課収納グループ総括
大 山 剛	保険年金課滞納整理グループ総括
新 田 恭 久	保険年金課管理グループ主任
篠 原 順 子	保健福祉部健康増進課長
岡 田 美 穂 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

協議第 1 号

国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

1 課税限度額の趣旨

保険税負担は、負担力に応じた公平なものである必要があるが、地方税法施行令（以下「政令」という。）においては、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料（税）負担に一定の限度を設けており、その範囲内で市町村は課税限度額を設定している。

2 課税限度額の政令改正動向 …**参 考**

〔平成 26 年度税制改正（平成 26 年 3 月 31 日施行令公布 4 月 1 日施行）〕

「限度額超過世帯の割合が増加する見込みであること、基礎賦課分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の限度額超過世帯の割合にバラつきが見られることから、保険料（税）負担の公平を図るため、賦課限度額を見直す。」

- ・これまでの最大引き上げ幅と同額の「4 万円」を上限として見直す。
- ・後期高齢者支援金等分を 14 万円から 16 万円に引上げる。
- ・介護納付金分を 12 万円から 14 万円に引き上げる。

〔平成 27 年度税制改正（平成 27 年 3 月 31 日施行令公布 4 月 1 日施行）〕

「国民健康保険税の限度額超過世帯の割合が被用者保険における最高等級該当世帯割合 1.5% に近づくよう、順次引き上げる。」意味合い。

- ・基礎課税額（医療保険分）を 51 万円から 52 万円に引上げる。
- ・後期高齢者支援金等分を 16 万円から 17 万円に引上げる。
- ・介護納付金分を 14 万円から 16 万円に引き上げる。

〔平成 28 年度税制改正（平成 28 年 3 月 31 日施行令公布 4 月 1 日施行）〕

「負担能力に応じた応分の負担を求めることを通じ、保険税負担の格差是正に取り組むとの観点から、限度額超過世帯の割合が当面は 1.5% に近づくよう段階的に引き上げていく。」

- ・基礎課税額（医療保険分）を 52 万円から 54 万円に引上げる。
- ・後期高齢者支援金等分を 17 万円から 19 万円に引上げる。

3 本市の課税限度額見直しについての考え方 …**参考**

- ・ 平成27年度の市長への答申において、課税限度額の政令改正がされた場合には、本市国民健康保険税の課税限度額の見直しを検討することとされている。
- ・ 課税限度額を超える高所得世帯については、中所得世帯に比べて所得に対する負担割合が低く抑えられている状態であり、限度額の引き上げにより、高所得世帯の負担能力に応じた賦課となり、より中所得世帯に配慮した負担の公平が図られる。
- ・ こうしたことから、本市では、原則、政令の課税限度額が改定された翌年度に本市の限度額を引き上げ、政令と同額としてきた。

※平成28年度現在本市の限度額は85万円であるが、中核市47市中36市（77%）が政令と同じ限度額の89万円である。

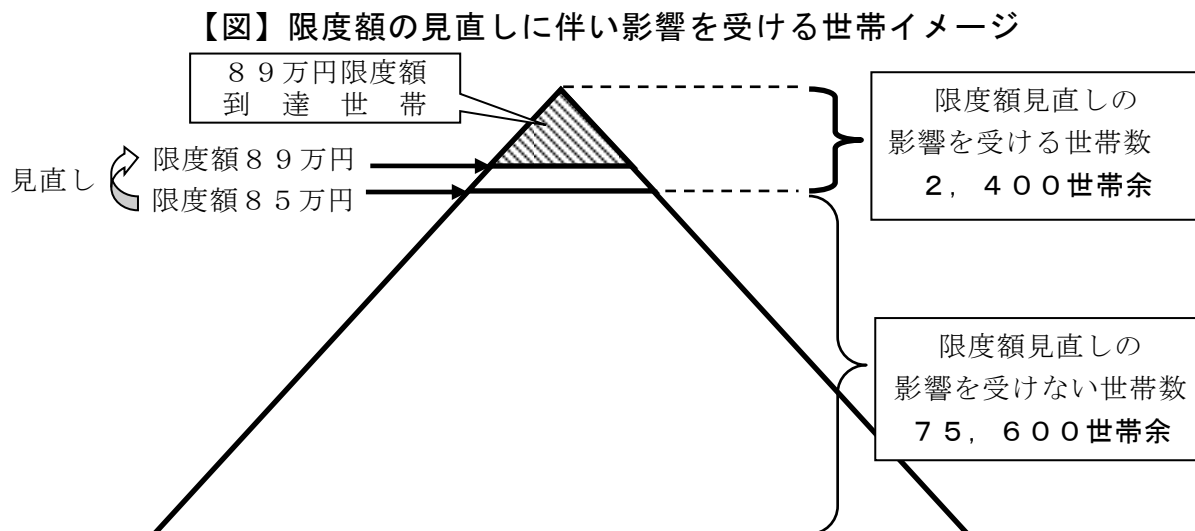
4 対応（案）

◎課税限度額を見直し、政令と同額に引き上げる。

- ・ 高所得者の負担増とはなるが、応能負担の考え方や公平性の確保の観点から、政令の課税限度額まで引き上げを行う。

≪課税限度額の見直しに伴う影響≫ …**別紙**

- ・ 影響を受ける世帯数 → 2,400世帯余
全世帯（約78,000世帯）の約3.1%
- ・ 対象世帯への影響額 → 1世帯平均 約30,400円の増加
- ・ 調定額（全体）への影響額 → 約73,000千円の増加



【表 1】 課税限度額の見直しと限度額超過世帯割合の状況（H28 全国推計）

区分	改正前(平成 27 年度)		改正後(平成 28 年度)		国の方針
	限度額	超過世帯割合	限度額	超過世帯割合	
医療分	52万円	2.79%	54万円	2.60%	1.5%
後期分	17万円	3.04%	19万円	2.47%	
介護分	16万円	2.44%	16万円	2.44%	
計	85万円		89万円		

「社会保障審議会医療保険部会」資料から

※医療・後期・介護の各区分で限度額超過する世帯割合のバランスを考慮し、医療・後期分を引上げ、介護分は据え置いた。

※限度額超過世帯の割合が当面は1.5%に近づくよう段階的に引き上げる方針を国が示している。

【表 2】 課税限度額改定の経緯（平成 19 年度以降）

(万円)

年度	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	地方税法 施行令改正	宇都宮市	地方税法 施行令改正	宇都宮市	地方税法 施行令改正	宇都宮市
H19	56	53			9	9
H20*	47 →	47	12 →	12	〃	〃
H21	〃	〃	〃	〃	10	〃
H22	50	〃	13	〃	〃	10
H23	51	50	14	13	12	〃
H24	〃	51	〃	14	〃	12
H25	〃	〃	〃	〃	〃	〃
H26	〃	〃	16	〃	14	〃
H27	52	〃	17	16	16	14
H28	54	52	19	17	〃	16
H29 ^案		54		19		〃

※後期高齢者支援金分は平成 20 年 4 月創設

- 本市では、後期高齢者医療制度が創設された平成 20 年度を除き、従来、地方税法施行令の課税限度額（課税の上限額）が改定された翌年度に、本市の課税限度額を引き上げ、政令と同額としてきた。
- 平成 28 年度の本市の課税限度額は、今回の政令改正前の額としている。

課税限度額に到達する所得額

※モデルケース(世帯内被保険者数:1人~3人)において、
課税限度額に到達する所得額(給与収入換算額)を試算。

(万円)

モデルケース	区分		課税限度額到達所得金額 (給与収入換算額)		
			医療分	後期分	介護分
1人世帯	現行 85万円	所得額 (給与収入換算)	781 (1,001)	633 (836)	725 (938)
	↓ 改定試算 89万円	所得額 (給与収入換算)	812 (1,034)	712 (925)	〃
2人世帯	現行 85万円	所得額 (給与収入換算)	740 (955)	595 (794)	674 (882)
	↓ 改定試算 89万円	所得額 (給与収入換算)	771 (990)	673 (882)	〃
3人世帯	現行 85万円	所得額 (給与収入換算)	699 (910)	557 (752)	623 (825)
	↓ 改定試算 89万円	所得額 (給与収入換算)	731 (946)	635 (839)	〃

(例) 2人世帯の場合、

- ・医療分は所得740万円で限度額となっていたが、771万円に引き上げ。
- ・後期分は所得595万円で限度額となっていたが、673万円に引き上げ。

※所得595万円(給与収入794万円)以上の世帯が影響を受ける。

〔モデルケースにおける課税額の比較〕

(単位:円)

世帯内 被保険者数	所得額	改定試算(85万円)			改定試算(89万円)			税額の増分 (最大 4万円)
		区分ごとの 税額	課税額	対所得 比率	区分ごとの 税額	課税額	対所得 比率	
1人世帯	500万円	医 341,900	591,400	11.8	医 341,900	591,400	11.8	0
		後 136,000			後 136,000			
		介 113,500			介 113,500			
	650万円	医 437,300	751,900	11.6	医 437,300	756,200	11.6	4,300
		後 170,000			後 174,300			
		介 144,600			介 144,600			
800万円	医 520,000	850,000	10.6	医 532,700	882,700	11.0	32,700	
	後 170,000			後 190,000				
	介 160,000			介 160,000				
2人世帯	500万円	医 367,800	637,600	12.8	医 367,800	637,600	12.8	0
		後 145,800			後 145,800			
		介 124,000			介 124,000			
	650万円	医 463,200	788,300	12.1	医 463,200	802,400	12.3	14,100
		後 170,000			後 184,100			
		介 155,100			介 155,100			
800万円	医 520,000	850,000	10.6	医 540,000	890,000	11.1	40,000	
	後 170,000			後 190,000				
	介 160,000			介 160,000				
3人世帯	500万円	医 393,700	683,800	13.7	医 393,700	683,800	13.7	0
		後 155,600			後 155,600			
		介 134,500			介 134,500			
	650万円	医 489,100	819,100	12.6	医 489,100	839,100	12.9	20,000
		後 170,000			後 190,000			
		介 160,000			介 160,000			
800万円	医 520,000	850,000	10.6	医 540,000	890,000	11.1	40,000	
	後 170,000			後 190,000				
	介 160,000			介 160,000				

※網掛けは限度額到達分

限度額の引き上げにより

- ①所得500万円のどの世帯でも、税額の変更はない。
- ②所得650万円のどの世帯でも後期分の課税額が増え、3人世帯では後期分が限度額に到達する。
- ③所得800万円のどの世帯も医療・後期分の課税額が増え、2人3人世帯では全体額で限度額に到達する。
- ④所得額が大きいほど対所得比率が増え、所得の大小による比率の差が小さくなっている。